

平成22年9月1日

お客様各位

社団法人 石膏ボード工業会



配送ドライバーによる難作業・危険作業の回避についてのお願い

拝啓、貴社ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は、石膏ボード製品をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私共の会員各社は、皆様方へ、石膏ボード製品を、迅速・確実かつ安全にお届け致すべく平素より努めておりますが、今般、監督官庁より、作業の安全管理をより徹底するようご指示がございました。

つきましては、予てよりご依頼いたしておりました、配送ドライバーによる難作業・危険作業の回避に関する、下記事項の遵守方よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 高低差・階段昇降・距離のある横持ち等が発生する現場での、過度の担ぎ込み作業の強要禁止

搬入車両が搬入口に駐車が出来ない現場等においては、上記作業が一部発生しますが、過度の上記作業はドライバーの健康管理面での問題がありますので、荷揚げ専門業者への依頼をお願い申し上げます。

2. ドライバーによるボード差上げ作業の全面禁止

ドライバーによる地上及び車上からの差上げ作業は大変危険な作業であり、特に、車上のような不安定な立ち位置からの作業は労働基準監督署が禁止しております。

又、自社以外の作業者との共同作業は、危険が伴うとともに、事故発生時の責任の所在が不明確になる恐れがありますので、ボード差し上げ作業は、荷揚げ専門業者への依頼をお願い申し上げます。

3. 玉掛け補助作業のドライバーへの強要禁止

建築現場での玉掛けは、補助であっても有資格作業とされております。

玉掛け補助は、現場で有資格者を手配されるよう要請をお願い申し上げます。

以上